

## 香取市福祉用具貸与に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
1	同一品目の複数貸与	歩行器を屋内用と屋外用に2台貸与することは可能か。	適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から屋内、屋外それぞれにおいて貸与の必要性があるのか、又利用者においても自己負担の増加に繋がることから、効果とコストを比較考慮し、やむを得ない場合に利用が可能で す。 よって、ケアプランに明らかなニーズがなく、単にサービス内容へ「歩行器(中用外用)」と位置付ける事は適切ではありません。 介護者が歩行器を持ち上げたり、車輪を拭いたりする等の手伝いができそうな場合は必要性はないものと考えます。		
2	同一品目の複数貸与	週の半分を娘宅で過ごす予定だが、自宅と娘宅の両方で特殊寝台等の貸与は可能か。	福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として選定されるものであり、居宅において使用することが原則です。 ただし、本人の介護の都合等で子の家に滞在する等、日常生活の拠点を一時的に移さざるを得ない場合に限り、例外的に算定が可能です。		
3	居宅以外での貸与	デイサービスで使うためだけに歩行器をレンタルすることは可能か。(自宅は段差が多いため、自宅では使用しない。)	福祉用具貸与は居宅サービスであり、その居宅において使用することが原則です。 また、通所介護事業所の観点からも「指定通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない」との基準があることから、デイサービスのための福祉用具貸与は適切ではありません。	厚生省令第37号 厚生労働省令第34号	
4	居宅以外での貸与	ショートステイ(小規模多機能型居宅介護の宿泊を含む。)に、福祉用具貸与を持ち込むことは可能か。現在、施設において備えている福祉用具は他の利用者が使用しているため、使用できない。	ショートステイ事業所は、「指定短期入所生活介護を提供するために必要な設備及び備品を備えなければならない」とされています。 このため、本来は標準的な福祉用具として施設は相当数備えなければならない、通常は利用者が福祉用具の貸与を受ける必要はありません。 福祉用具貸与は居宅サービスであり、居宅において利用することが原則です。 これらを踏まえた上で、例外として以下の場合に算定することができます。 ①施設に備えているのものでは本人の身体状況に合わない等、利用に支障が出る場合 ②施設において福祉用具を備えていたが、特定の福祉用具を必要とする利用者が想定より多いことから当該福祉用具が不足しており、かつその状況においてその事業所でなければならない理由がある場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合。	厚生省令第37号 厚生労働省令第34号	

## 香取市福祉用具貸与に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
5	利用がない貸与の請求	ショートステイを1か月間以上継続して利用する場合、居宅にある福祉用具貸与の請求は可能か。	<p>ショートステイ利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。</p> <p>しかし、これは、ショートステイサービス利用中の短い期間で、一度返却し、退所後再度搬入することが非常に不合理であるということから、認められているものであると考えます。</p> <p>利用者がケアプランに基づき福祉用具貸与を利用した場合は算定可能ですが、利用者が1月を通じて福祉用具貸与を利用していない場合は算定することができません。</p> <p>予め1か月間以上のショートステイの利用計画を立てて、福祉用具貸与の利用の予定が無い場合は、福祉用具貸与の終了をお願いします。</p>		
6	利用がない貸与の請求	ショートステイの利用が予定より長引き、1月を通じて居宅にある福祉用具貸与を利用しなかった。この場合、福祉用具貸与費の請求は可能か。	<p>ケアプランが1日でも自宅で過ごす計画になっているのであれば、半月請求が可能です。</p> <p>当初からショートステイを継続して利用することがわかっていたのであれば、請求することはできません。</p>		
7	その他	養護老人ホームに入所しているが、福祉用具貸与費は算定できるか。	<p>特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は、特定施設入居者生活介護サービスの報酬に包括されているため算定できません。</p> <p>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない施設は、ケアプランに位置付けた上で居宅サービスの利用が可能です。</p> <p>有料老人ホームについても同様です。</p>	老企第40号	
8	その他	介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。	<p>既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与について保険給付を受けることは可能です。</p>	厚生労働省介護サービス関係Q&A集	

## 香取市福祉用具貸与に関するQ&A

No.	項目	質問	回答	参考省令等	更新日
9	その他	<p>月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について</p>	<p>福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としています。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行います。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えありません。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要があります。</p> <p>なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意してください。</p>	<p>厚生労働省介護サービス関係Q&amp;A集</p>	